

伊勢市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との
包括連携に関する協定書

伊勢市（以下「市」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損害保険」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市及びあいおいニッセイ同和損害保険が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、市民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 市及びあいおいニッセイ同和損害保険は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- (1) 交通安全に関すること
- (2) 子育て、地域福祉に関すること
- (3) スポーツ振興に関すること
- (4) 環境保全に関すること
- (5) 多様性社会の実現に関すること
- (6) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 市及びあいおいニッセイ同和損害保険は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、市とあいおいニッセイ同和損害保険が合意の上決定する。

3 あいおいニッセイ同和損害保険は、本条に定める事項の一部を、市との協議によりあいおいニッセイ同和損害保険の関係会社に実施させることができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、市又はあいおいニッセイ同和損害保険から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 市及びあいおいニッセイ同和損害保険は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 市及びあいおいニッセイ同和損害保険は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、市とあいおいニッセイ同和損害保険の間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及びあいおいニッセイ同和損害保険が署名の上、各自1通を保有する。

令和6年2月14日

三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号
伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

三重県津市羽所町388番地
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
三重支店

支店長 加藤 亮二